

## 香川県庁インターンシップ事務手続要領 <学生用>

この要領は、香川県庁のインターンシップ生として実習を希望する学生に必要な事務手続きを記載したものです。この要領をご理解の上、在籍する大学等のインターンシップ担当窓口を通じてご応募ください。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、オンライン方式により実施します。

「香川県庁インターンシップ参加申込書」の様式や実習コースについては、香川県庁ホームページでご確認ください。

香川県庁HP → 県内・総合情報を見る → 県政情報 → 人事  
→ 人事・行財政改革 → インターンシップ  
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji-gyoukaku/internship/index.html>

### 1. 実習を希望する学生が作成（提出）する書類

○「令和3年度 香川県庁インターンシップ参加申込書」

- ① 上記書類を在籍する大学等のインターンシップ担当窓口にご提出ください（電子媒体のみ）。香川県庁では、学生個人から直接の応募は受け付けていません。応募方法については、在籍する大学等のインターンシップ担当窓口事前に お問い合わせください。
- ② 「香川県庁インターンシップ参加申込書」に記載した情報は、香川県インターンシップの円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。
- ③ 申込期間：6月14日（月）～7月13日（火）【必着】  
（大学等から香川県への「香川県庁インターンシップ申込書」提出期間です。  
各大学等のインターンシップ担当窓口の締切は、それぞれ異なるため、在籍する大学等にご確認ください。）

### 2. 「香川県庁インターンシップ参加申込書」の作成上の留意事項

- ① 氏名、連絡先等の各項目について、内容を正確にご入力ください。特に、メールアドレスについては、Cisco Webex（アプリ）からの招待メールを送るため、間違いのないようにご確認ください。
- ② 「インターンシップにおける実習希望コース又は希望職種」の欄は、事務職コースを希望の方は「令和3年度 香川県庁インターンシップ 実習コース（事務）」記載の「コース番号」を、第1希望から第5希望までご記入ください。なお、ご記入がない場合は、香川県庁インターンシップ事務局で実習コースを決定します。

技術職コースを希望の方は、「令和3年度 香川県庁インターンシップ 実習コース (技術)」に記載されている「職種」のうち、希望する「職種」をご記入ください。第2希望以降は記入しなくとも構いません。

応募者多数の場合は大学3年生、大学院1年生を優先させていただくほか、参加希望理由等により参加者を決定させていただきます。

希望する実習コースへの参加が叶わない場合、他のコースへの参加を希望する方は、当該項目にチェックをしてください。受入人数の範囲内で、他のコースに参加できるよう調整します。

③実習日程は、実習1日目(8月19日～8月20日のうち2時間程度)及び実習2日目(8月23日～8月27日のうち半日程度)となっています。大学等の講義や試験日程等をご確認の上、ご応募ください。また、日程の一部のみの参加はご遠慮ください。

なお、「実習コースの希望(第1位～第5位)が叶わない場合、他のコースへの参加を希望する」を選ばれた方は、8月23日～8月27日のいずれかの日程に参加していただくことがあります。参加できない日程がある場合は、当該項目にチェックをしてください。

④ご自身が下記の要件を満たしていることをご確認ください。

- ・ 大学、大学院に在籍すること。
- ・ 香川県庁の仕事に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有すること。
- ・ 次に定める服務規律を遵守することができること。

(服務規律)

- (1) インターンシップ生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) インターンシップ生は、実習時間中、香川県職員が遵守すべき法令、条例等並びに人事・行革課長及びインターンシップ生の指導、監督等を担当する職員(以下「実習担当者」という。)の指導、指示等に従わなければならない。
- (3) インターンシップ生は、実習により知り得た情報(公開されているものを除く。)を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (4) インターンシップ生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に人事・行革課長及び実習担当者の承認を得なければならない。
- (5) インターンシップ生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者とその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者とその旨連絡しなければならない。

### 3. 参加の決定及び誓約書について

① インターンシップ参加の可否については、在籍する大学等の代表者に通知します(7月下旬頃予定)。香川県庁では学生や関係者からのお問い合わせにはお答えできません。

- ② 参加が決定した学生には、「誓約書」を在籍する大学等を通じてご提出いただきます（8月上旬頃予定）。

#### 4. インターンシップ生の修了証明書等について

- ① 参加決定後、実習に伴う修了証明書等の発行が必要な場合は、その旨を在籍する大学等のインターンシップ担当窓口へ報告し、所定の手続きを行ってもらうよう依頼してください。
- ・大学等の窓口を通じて連絡いただくことになっています。
  - ・インターンシップ生が直接、県庁の実習所属に修了証明書等の発行を依頼することのないようにしてください。
- ② 大学等のインターンシップ担当窓口より、予め修了証明書等の発行依頼がない場合には、作成はできません。

#### 5. 報酬等

香川県は、インターンシップ生に対して、報酬・賃金、参加のための通信料その他実習に伴ういかなる経済的負担も負いません。

#### 6. その他

- ① 参加決定後に辞退されますと、他の応募者に大変迷惑がかかりますので、実習に必ず出席できる方のみご応募ください。
- ② 参加決定までの間に、連絡事項がある場合は、原則として、大学等の担当窓口を通じて連絡します。また、「香川県庁インターンシップ参加申込書」の提出後、講義及び試験などの理由により「実習に従事できない日」が生じた場合等は、直ちに各大学等のインターンシップ担当窓口にご連絡ください。
- ③ インターンシップ生は、故意又は過失をもって服務規律（1）～（4）までの規定に反する行為により、香川県又は第三者に損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければなりません。また、インターンシップ生の実習中の県の責めによらない事故・災害に対しては、県は一切の責任を負わないものとします。